

議 案 第 24 号

松戸市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市環境審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

部会の組織運営に関する事項を定めるとともに、臨時委員を置くことにより審議会における専門的な調査審議を促進するため。

松戸市環境審議会条例の一部を改正する条例

松戸市環境審議会条例（平成6年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「他の条例」を「法令等」に改める。

第4条第1号中「知識経験者」を「学識経験を有する者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（意見の聴取等）

第10条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条に次の6項を加える。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条を第9条とする。

第7条第2項及び第3項中「委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

第7条 審議会に、特定事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特定事項に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特定事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

4 第4条第2項の規定は、臨時委員について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。